

国際的な舞台を目指す庭球部員への奨学金支援（小泉基金）の件

=====
庭球三田会 小泉基金運営規則

第5条（運用対象）の改訂

本基金は、本会常任幹事会で承認された事業を対象に運用されるものとする。

（以下の条文を追記）

なお、国際的な舞台を目指す庭球部員に対する本基金の運用は奨学金制度とし、その運用を含めた要綱を本規則の細則として定めるものとする。

また、奨学金運用規定 第1条の学資を目的とした融資との併用は認められるものとし、その返済義務については同規定に準拠するものとする。

=====

細則

第1条（目的）

慶應義塾体育会庭球部の四大目標の1つである国際的チャンピオンの育成に対する財政支援としての融資を目的とする。

第2条（運営資金）

運営資金は、本基金の中から支給するものとする。

第3条（運営および資金管理）

運営および資金管理は、本会常任幹事会の責においてこれにあたるものとする。

第4条（支援対象者）

支援対象者は、上記目的のために奨学金運用規定第5条第1項の奨学金委員会で承認された庭球部員に運用されるものとする。

第5条（申請資格）

申請者は、次の要件を満たしていなければならない。

- （1） 慶應義塾体育会庭球部員であること。
- （2） 良好な学業および競技戦績が見込める者（ユニバーシアード出場、全日本学生選手権大会 上位戦績など）、かつ在学中または卒業後に ATP、WTA や ITF 等の国際的なテニスの舞台を目指すこと。

また、本奨学金融資対象者は、要件（２）にもとづく目標設定を庭球部監督（以下、「監督」という）と行き、競技結果だけではなく、その取り組みプロセスも含めてモニタリングを実施する。

第6条（選考方法）

選考方法は、次の手順で行うこととする。

- （１） 奨学金委員会および監督による面接を行い、本基金の支援対象者としての適否を判断する。
- （２） 奨学金委員会及び監督は、申請要件を満たした対象者が上記の面接で適切と判断された場合、奨学金融資実行願書を本会会長宛に提出する。

第7条（支給額および支給期間）

支援対象者への支給額は、原則として年間1名あたり100万円を限度額とする。なお、本基金の支給は、承認された年度から卒業見込み年度までの最大4年間とする。

但し、支給対象者としての適否および支給額は、上記の条項にもとづき毎年審査を実施する。

第8条（融資）

奨学金運用規定 第6条(融資)に準拠する。

第9条（返済義務）

奨学金運用規定 第7条(返済義務)に準拠する。

第10条（対象となる経費）

本基金の対象となる経費は、次の各号に掲げる経費とする。

- （１） 国内外の遠征費用
 - ・ 国内外でのトーナメント参加費
 - ・ 上記にかかわる国内外の旅費・宿泊費等（除、食費）
- （２） 日吉蝮谷テニスコート以外でのコート利用料
- （３） テニス用具購入費
- （４） コーチ料
- （５） その他 本会会長が特に認めた経費

なお、本基金の交付を受けようとする対象者は、事前に申請書を監督に提出し、対象経費となる領収書をそえて参加したトーナメントの結果とともに監督に報告をしなければならない。

第11条（基金の返還）

支援対象者が虚偽の申請、その他不正な手段により本基金の交付を受け、または本基金を目的以外に使用したときは、その全部または一部の返還を命ずることができるものとする。

第12条（収支報告）

収支報告は、本会定時総会で行うこととする。

第13条（細則の改廃）

本細則の改廃は、本会常任幹事会の承認を得なければならない。

附則

本細則は、2020年4月1日より施行する。

以上